

大阪府河川事業・ダム事業の事業評価

平成28年7月

大阪府都市整備部河川室

1. 根拠規程・要綱について

大阪府河川事業・ダム事業評価については、以下の要綱等に準拠するものとする。

- ◎ 国土交通省所管公共事業の再評価実施要領（平成 28 年 3 月 31 日改正）
- ◎ 河川及びダム事業の新規事業採択時評価実施要領細目（平成 21 年 12 月 24 日改正）
- ◎ 河川及びダム事業の再評価実施要領細目（平成 22 年 4 月 1 日改正）
- ◎ 河川及びダム事業の事後評価実施要領細目（平成 21 年 4 月 1 日改正）
- ◎ 公共事業評価の費用便益分析に関する技術指針（共通編）（平成 21 年 6 月）
- ◎ 治水経済調査マニュアル（案）（平成 17 年 4 月）
- ◎ 各種資産評価単価およびデフレーター（平成 28 年 3 月）
- ◎ 河川に係る環境整備の経済評価の手引き【本編】（平成 22 年 3 月）
- ◎ 河川に係る環境整備の経済評価の手引き【別冊】（平成 22 年 3 月）
- ◎ ダム事業の検証に係る検討に関する再評価実施要領細目（平成 27 年 10 月 28 日改正）
- ◎ 大阪府建設事業評価実施要綱（平成 20 年 12 月 10 日施行、平成 28 年 3 月 26 日改正）
- ◎ 大阪府河川整備審議会規則（平成 28 年 4 月 1 日改正）
- ◎ 大阪府河川整備審議会運営要綱（平成 28 年 4 月 1 日改正）
- ◎ 今後の治水対策の進め方（報告書）（平成 22 年 6 月）
- ◎ 今後の治水対策の進め方（補足資料）（平成 25 年 3 月）

2. 事業評価の目的・種類

【大阪府建設事業評価審議会における事業評価】

	事前評価	再評価（再々評価）	事後評価
目的	事業実施の妥当性を判断するとともに、より効率的な実施方法等を検討する。	事業継続の妥当性を判断するとともに、より効率的な実施方法等を検討する。	事業完了後の効果等の検証を行う。
対象	総事業費10億円以上の新規事業	総事業費10億円以上の事業	総事業費10億円以上の事業
評価時期	・事業の予算化を予定している年度の前年度	<ul style="list-style-type: none"> ・事業計画の大幅な変更・・・・・・・・① ・事業採択^{※1}後 5年未着工 ・事業採択^{※1}後 10年継続 ・再評価後 5年継続毎 (事業未着工のものは除く) ・総事業費の大幅な変更 ・その他評価の必要が生じた事業 	・事業完了後 5年以内
評価の視点	<ol style="list-style-type: none"> 1. 上位計画等における位置付け（優先度を含む。） 2. 事業を巡る社会経済情勢 3. 費用便益分析等の効率性 4. 安全・安心、活力、快適性等の有効性 5. 自然環境等への影響と対策 6. 代替手法との比較検討 	<ol style="list-style-type: none"> 1. 事業の進捗状況（事業計画等の変更及び今後の進捗見通しを含む。） 2. 事業を巡る社会経済情勢の変化 3. 費用便益分析等の効率性 4. 安全・安心、活力、快適性等の有効性 5. 自然環境等への影響と対策 	<ol style="list-style-type: none"> 1. 費用対効果分析の算定基礎となった要因の変化 2. 社会経済情勢の変化 3. 事業効果の発現状況 4. 事業実施による自然環境の変化 5. 同種事業への改善措置等（当初計画との相違点及びその原因を含む。）

【大阪府河川整備審議会における事業評価】

	事前評価	再評価（再々評価）	事後評価 (河川整備審議会では審議しない)
審議方法	河川整備計画（案・変更案）の審議・了承	<p>①の場合は、河川整備計画（案・変更案）の審議・了承</p> <p>②の場合は、再評価（再々評価）調書^{※2}により審議（大阪府建設事業評価調書に準拠）。併せて河川整備計画の進捗状況の確認を実施。</p>	大阪府による自己点検

※1 事業採択とは、国の交付金や補助金の手続きを経て事業化すること

※2 「4. 再評価（再々評価）調書」参照

3. 河川整備審議会での事業評価項目

事業評価項目	河川整備審議会				(参考) 大阪府建設事業 評価審議会		
	事前評価及び①の場合		②の場合 (別途、河川整備計画の進捗状況の確認を実施。)	事後評価 (委員会では審議しない)	事前評価	再評価	事後評価 (委員会では審議しない)
	河川整備計画策定に係る審議項目	治水手法の審議と併せて行う審議項目					
(1) 上位計画等における位置付け (優先度を含む)	●				○		
(2) 事業の進捗状況 (事業計画等の変更及び今後の進捗の見通しを含む)	●		●			○	
(3) 費用対効果分析の算定基礎となった要因の変化	●			●			○
(4) 事業を巡る社会経済情勢 (の変化)	●		●		○	○	
(5) 費用便益分析等の効率性 (※)		●	●		○	○	
(6) 事業効果の発現状況		●		●			○
(7) 安心・安全、活力、快適性等の有効性	●		●		○	○	
(8) 自然環境等への影響と対策	●		●		○	○	
(9) 事業実施による自然環境の変化	●			●			○
(10) 代替手法との比較検討		●			○		
(11) 同種事業への改善措置等 (当初計画との相違点及びその原因を含む。)	●			●			○

※ 上記の(5) 費用便益分析等の効率性の検証に係る費用便益分析の評価方法は、「今後の治水対策の進め方」に基づき、当面の治水目標の設定のための1洪水により算出される純現在価値 (B' - C')、経済的内部収益率 (EIRR) 及び費用便益比「総便益B' / 総費用C'」とし、従来の「治水経済調査マニュアル(案)」に基づく流域をブロック分割し、ブロック毎の被害額をブロック数だけ算定する「総便益B / 総費用C」とは算出方法が異なる。

4. 再評価（再々評価）調書

平成○年度 再評価（再々評価）調書

1 事業概要

事業名	
担当部署	
事業箇所	
再々評価理由	
目的	
内容	
事業費 ()内の数値は 前回評価時点の もの	全体事業費：約 億円（約 億円）（国： 億円、府： 億円） （内訳）調査費等約 億円（約 億円） 【工事費の内訳】 用地費 約 億円（約 億円） 工事費 約 億円（約 億円）
事業費の変更理由	【事業費変動要因の状況】 【他事業者との協議状況】
維持管理費	

2 事業の必要性等に関する視点

	【事前評価時点 H】	【再評価時点 H】	【再々評価時点 H】	【変動要因の分 析】
事業を巡る社会 経済情勢等の変 化				

地元等の協力体制等				
	【事前評価時点 H】	【再評価時点 H】	【再々評価時点 H】	【変動要因の分析】
事業の投資効果 ＜費用便益分析＞ または ＜代替指標＞	【効果項目】 【分析結果】 ・ B/C= B= C= 【算出方法】 【受益者】	【効果項目】 【分析結果】 ・ B/C= B= C= 【算出方法】 【受益者】	【効果項目】 【分析結果】 ・ B/C= B= C= 【算出方法】 【受益者】	
事業効果の定性的分析 (安心・安全、活力、快適性等の有効性)	【効果項目】 【受益者】	【効果項目】 【受益者】	【効果項目】 【受益者】	
事業の進捗状況 ＜経過＞ ①事業採択年度 ②事業着工年度 ③完成予定年度	①平成 年度 ②平成 年度 ③平成 年度	①平成 年度 ②平成 年度 ③平成 年度	①平成 年度 ②平成 年度 ③平成 年度	
＜進捗状況＞		・全体 % (億円 / 億円) ・用地 % (億円 / 億円) ・工事 % (億円 / 億円)	・全体 % (億円 / 億円) ・用地 % (億円 / 億円) ・工事 % (億円 / 億円)	

<p>事業の必要性等に関する視点における判定（案）</p>	
-------------------------------	--

3 事業の進捗の見込みの視点

<p>事業の進捗の見込みの視点における判定（案）</p>	
------------------------------	--

4 コスト縮減や代替案立案等の可能性の視点

<p>コスト縮減や代替案立案等の可能性の視点における判定（案）</p>	
-------------------------------------	--

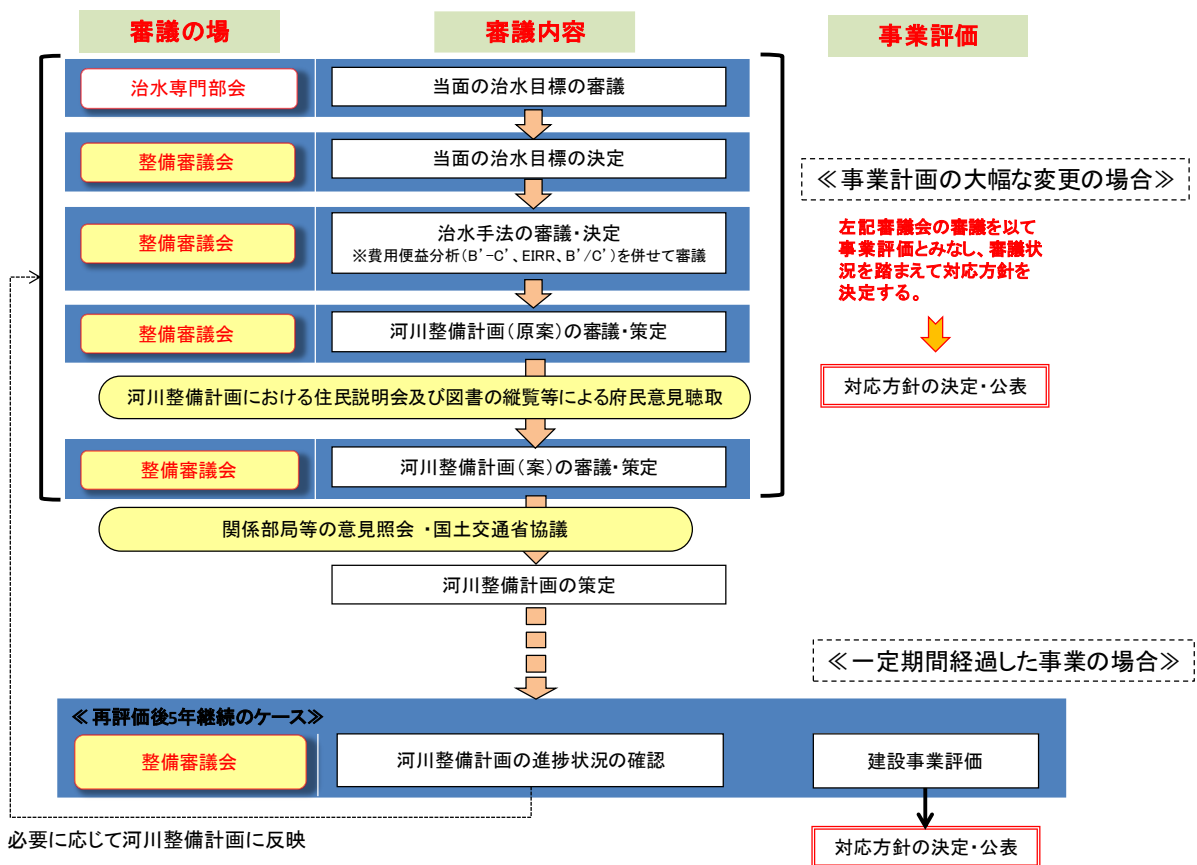
5 特記事項

<p>自然環境等への影響とその対策</p>	
<p>前回評価時の意見具申（付帯意見）と府の対応</p>	
<p>その他</p>	<p>【上位計画】</p>

6 対応方針（原案）

対応方針（原案）	<判断の理由>
----------	---------

5. 河川整備審議会における審議フロー



新旧対照表

項目	新（平成 28 年 7 月）	旧（平成 24 年 6 月）
共通事項	大阪府河川整備審議会 大阪府建設事業評価審議会	大阪府河川整備委員会 大阪府建設事業評価委員会
1. 根拠規程・要綱について	国土交通省所管公共事業の再評価実施要領（平成 28 年 3 月 31 日改正） ダム事業の検証に係る検討に関する再評価実施要領細目（平成 27 年 10 月 28 日改正） 大阪府建設事業評価実施要綱（平成 20 年 12 月 10 日施行、平成 28 年 3 月 26 日改正） 大阪府河川整備審議会規則（平成 28 年 4 月 1 日改正） 大阪府河川整備審議会運営要綱（平成 28 年 4 月 1 日改正） 今後の治水対策の進め方（補足資料）（平成 25 年 3 月）	国土交通省所管公共事業の新規事業採択時評価実施要領（平成 23 年 4 月 1 日改正） ダム事業の検証に係る検討に関する再評価実施要領細目（平成 22 年 9 月 28 日改正） 大阪府建設事業評価実施要綱（平成 20 年 12 月 10 日施行、平成 23 年 2 月 16 日改正） — 大阪府河川整備委員会設置要綱（平成 11 年 8 月 23 日施行、平成 22 年 7 月 10 日改正） —
再評価の対象事業	総事業費 10 億円以上の事業	総事業費 1 億円以上の事業
評価時期と審議方法	<ul style="list-style-type: none"> ・ 事業計画の大幅な変更・・・・・・・・ ① ・ 事業採択^{※1}後 5 年未着工 ・ 事業採択^{※1}後 10 年継続 ・ 再評価後 5 年継続毎 （事業未着工のものは除く） ・ 総事業費の大幅な変更 ・ その他評価の必要が生じた事業 <p style="text-align: right; margin-right: 20px;">} ②</p> <p>①の場合は、河川整備計画（案・変更案）の審議・了承 ②の場合は、再評価（再々評価）調書^{※2}により審議（大阪府建設事業評価調書に準拠）。併せて河川整備計画の進捗状況の確認を実施。</p> <p>※1 事業採択とは、国の交付金や補助金の手続きを経て事業化すること ※2 「4. 再評価（再々評価）調書」参照</p>	<ul style="list-style-type: none"> ① { 事業採択後 5 年未着工 事業採択後 10 年継続 再評価後 5 年継続毎 ② その他（事業計画又は総事業費の大幅な変更など） <p>①の場合は、河川整備計画の進捗点検 ②の場合は、河川整備計画（変更案）の審議・了承</p> <p style="text-align: center;">—</p>

項目	新（平成 28 年 7 月）	旧（平成 24 年 6 月）
審議評価項目	事前評価及び①の場合 ②の場合（別途、河川整備計画の進捗状況の確認を実施。）	事前評価及び②の場合 ①の場合
評価調書	4. 再評価（再々評価）調書	—
審議フロー	<p>審議の場</p> <ul style="list-style-type: none"> 治水専門部会：当面の治水目標の審議 整備審議会：当面の治水目標の決定 整備審議会：治水手法の審議・決定 ※費用便益分析(B'・C'・EIRR、B'・C')を併せて審議 整備審議会：河川整備計画(原案)の審議・策定 河川整備計画における住民説明会及び図書の縦覧等による府民意見聴取 整備審議会：河川整備計画(案)の審議・策定 関係部局等の意見照会・国土交通省協議 河川整備計画の策定 <p>事業評価</p> <p>＜事業計画の大幅な変更の場合＞</p> <p>左記審議会の審議を以て事業評価とみなし、審議状況を踏まえて対応方針を決定する。</p> <p>対応方針の決定・公表</p> <p>＜一定期間経過した事業の場合＞</p> <p>＜再評価後5年継続のケース＞</p> <p>整備審議会：河川整備計画の進捗状況の確認</p> <p>建設事業評価</p> <p>対応方針の決定・公表</p> <p>必要に応じて河川整備計画に反映</p>	<p>【事前評価・再評価（整備計画（変更案）策定時）】</p> <ul style="list-style-type: none"> 治水専門部会：当面の治水目標の審議 整備委員会：当面の治水目標の決定 整備委員会：治水手法の審議・決定 ※費用便益分析(B'・C'・EIRR、B'・C')を併せて審議 整備委員会：河川整備計画(原案)の審議・策定 河川整備計画における住民説明会及び図書の縦覧等による府民意見聴取 整備委員会：河川整備計画(案)の審議・策定 関係部局等の意見照会・国土交通省協議 河川整備計画の策定 <p>左記委員会の審議を以て事業評価とみなし、審議状況を踏まえて対応方針を決定する。</p> <p>対応方針の決定・公表</p> <p>【再評価】</p> <p>事業採択後 5年未着工 事業採択後 10年継続 再評価後 5年継続毎</p> <p>事業着手</p> <ul style="list-style-type: none"> 整備委員会：河川整備計画の進捗点検 <p>左記委員会の審議を以て事業評価とみなし、審議状況を踏まえて対応方針を決定する。</p> <p>対応方針の決定・公表</p> <p>事業完了</p> <p>【事後評価】</p> <p>事業完了後 5年以内</p> <ul style="list-style-type: none"> 自己点検 <p>大阪府による自己点検により対応方針を決定する。</p> <p>対応方針の決定・公表</p>